

別府市監査委員告示第1号

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課

議会事務局

消防本部・消防署

建設部（ただし、道路河川課及び建築住宅課を除く。）

総務部（ただし、課税課及び収納課を除く。）

平成29年3月31日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 萩 野 忠 好

同 高 森 克 史

監 査 報 告 書

1 監査の対象及び期間

議会事務局

監査期間 平成28年4月14日から平成28年5月23日まで

消防本部・消防署

監査期間 平成28年4月14日から平成28年5月23日まで

建設部（ただし、道路河川課及び建築住宅課を除く。）

監査期間 平成28年9月2日から平成28年11月30日まで

総務部（ただし、課税課及び収納課を除く。）

監査期間 平成28年12月1日から平成29年2月24日まで

2 監査を実施した委員

別府市監査委員 恵 良 寧

同 萩 野 忠 好

同 高 森 克 史

3 監査の方法

地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に留意し、監査時までの事務事業の運営及び財務に関する事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかについて、関係書類等を調査するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して行った。

なお、議会事務局の監査における政務活動費に係る項目については、議員選出の監査委員である萩野忠好委員は利害関係があるため、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

4 監査の結果

監査の結果、一部改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

（議会事務局関係）

（1）政務活動費について

政務活動費の収支報告書、領収書等を確認したところ、添付された領収書等では適否を判断しかねるもの、政務活動費を充てることが適当でないものなど「政務活動費の手引き」に準拠していないものが見受けられた。

議会においては、政務活動費の交付に関して、平成23年度からは事務所費の規定を、平成28年度からは調査研究で自家用車を使用する場合における「実測により距離を測定し、37円/kmで計算された額」の規定を廃止するなど、用途の透明性の確

保に向けた取組を行っている。

今後とも、使途の透明性を確保する観点から適宜「政務活動費の手引き」の見直しを行うとともに、政務活動費の収支報告書に係る審査体制の強化に努められたい。

(消防本部・消防署関係)

(1) 消防手数料収入について

消防手数料収入のうち、一部徴収の根拠が不明確なものが見受けられた。別府市手数料条例別表第1に規定された「その他の証明書交付手数料」を根拠に徴収する証明手数料については、どのような証明を行う際に徴収すべきか項目を整理し、適正に事務処理されたい。

(2) 消防団員の費用弁償について

消防団員の費用弁償について、一部適当でないと思われる支給が見受けられた。別府市消防団条例第13条の規定に基づき適正に事務処理されたい。

(3) 物品管理事務について

財務会計システムによる備品一覧と現物との照合ができないものが見受けられた。別府市物品取扱規則に基づき廃棄等の手続を行い、備品を適切に管理されたい。

(4) 平成27年度亀陽泉東側耐震性貯水槽新設工事の施工状況について

工事の施工途中に工法を変更しているが、工事を受託した課は設計当初に事前調査を十分に行い、施工、経費、安全、工期等を総合的に勘案した上で最適な工法を選定されたい。

(建設部関係)

(1) 共通項目

ア 現金取扱事務について

過誤納金の還付を行う際、相手方に口頭による通知は行っていたが、過誤納金を還付する旨の通知書を送付していなかった。別府市会計事務規則第38条第1項の規定により適正に事務処理されたい。(建築指導課)

また、領収証書を書き損じた場合の取扱いには、十分留意されたい。(都市政策課、建築指導課)

イ 公有財産管理事務について

(ア) 公園内における自動販売機の設置について(公園緑地課)

都市公園法第32条に「都市公園を構成する土地物件については、私権を行使することができない。」と規定されているが、都市公園内に自動販売機を設置させるに当たり、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定を根拠に業者と行政

財産の有償貸付契約を締結していた。

都市公園内に自動販売機を設置させる場合は、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可とすべきである。

(イ) 行政財産の使用について

a 使用許可（都市整備課）

行政財産の目的外使用、公の施設の使用に係る許可基準については、それぞれ別府市公有財産規則、別府国際観光港多目的広場の設置及び管理に関する条例、別府市餅ヶ浜栈橋の設置及び管理に関する条例に規定されているが、関係書類を確認したところ、許可の該当事由を示していない事例、行政財産の目的外使用許可とすべきところを公の施設の使用許可としている事例が見受けられた。

行政財産の使用を許可する場合は、使用許可の根拠を明確にし、適正に事務処理されたい。

b 使用料の額の算定（都市整備課、公園緑地課）

使用料の額の算定方法について確認したところ、別府市使用料の徴収に関する条例別表第2備考、別府市都市公園の設置及び管理に関する条例別表第1備考の規定どおりに算定されていない事例が見受けられた。

使用料の額については、各条例の別表備考の規定に留意して適正に算定されたい。

c 使用料の減免（公園緑地課）

公園使用料の減免要件については、別府市都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則に規定されているが、減免の可否の判断基準が統一されていないように見受けられた。

また、減免要件として、「前各号のほか、特に必要があると認めるとき。」「その他特に市長が必要と認めたとき。」などの規定があるが、この規定を適用して使用料を免除しているものについて確認したところ、免除を決定する際に適用条項のみを記載し、特に必要があると認める具体的な理由等を示していない事例が見受けられた。

使用料を減免しようとするときは、合理的な理由をもって可否を判断されたい。また、「特に必要がある」として減免する場合は、認める具体的理由、減額又は免除とする理由を示して決定されたい。

なお、前回監査における公園使用料に対する指摘事項について調査検討がなされていないので、適切な対応をされたい。

(ウ) 異動手続について（都市整備課、公園緑地課）

別府市公有財産規則第13条に「部長等は、財産を取得したときは、公有財産取得通知書により財産担当部長を経て会計管理者に提出しなければならない。」と

規定されているが、公園緑地課が取得した土地について、この通知がなされていなかった。

同規則第16条に規定された財産台帳の管理は、公有財産管理システムにより行われているが、その内容を確認したところ、登記年月日、取得価格が登録されていない事例や登記地積、取得年月日の登録を誤っている事例が見受けられた。また、財産を所管する課がシステム入力を行っていない状況が確認された。

公有財産に異動が生じたときは、財産担当課が作成した公有財産異動事務マニュアルを参考に、別府市公有財産規則に基づく手続を適正に行われたい。

ウ 物品管理事務について（公園緑地課、建築指導課）

財務会計システムによる備品一覧と現物との照合ができないものが見受けられた。別府市物品取扱規則に基づき廃棄等の手続を行い、備品を適切に管理されたい。

（2）個別項目

ア 建物調査委託業務について（都市整備課）

市は都市計画道路整備事業に伴う建物調査を大分県土地開発公社に委託し、公社は建物の測量等の業務を専門業者に再委託していた。委託契約書第3条で再委託等を禁止し、同条ただし書で「あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」と規定しているが、この規定に基づく承諾文書を交付していなかった。契約に基づき適切に事務処理されたい。

イ 別府公園駐車場使用料について（公園緑地課）

公金収入事務委託に関する事務において、使用料の徴収事務を委託した旨の告示を行っておらず、受託者に公金収入事務委託証も交付していなかった。また、レジスターが故障した際、受託者が使用料の算定方法を誤っている状況が見受けられた。地方自治法施行令第158条第2項及び別府市会計事務規則第36条に規定された事務を適正に行うとともに、使用料の算定方法について受託者への指導を徹底されたい。

ウ 春木苗圃跡地について（公園緑地課）

春木苗圃は、石垣土地区画整理第一工区地区の事業で地区内の土地所有者の減歩により生じた土地であり、昭和35年に春木川公園として都市計画決定を受けたものであるが、昭和41年に大分県で開催された国民体育大会に伴い会場に花を飾るという趣旨から苗圃として利用されていた。

平成18年度に苗圃としての利用を中止しているが、現在の状況は公共用財産として良好な状態で管理されているとは言い難いため、適切に管理されるよう要望する。

エ 下水道使用料徴収事務委託について（下水道課）

下水道使用料徴収事務委託料の算定方法については、「日水協方式」（委託料の算定方法として日本水道協会が示した方式）を採用しているが、算定項目ごとに積算基礎を確認したところ、対象経費に見合わない負担率を乗じているものが見受けられた。

委託料の額については、毎年度、水道局と協議した上で合理的な基準に基づき決定されたい。

オ 公共下水道事業受益者負担金について（下水道課）

公共下水道事業受益者負担金の徴収に関する事務について確認したところ、土地の所有者等の申請によらず減免及び徴収猶予を行っている事例、適用する減免基準を誤っている事例、徴収猶予に関して不要な取消通知を行っている事例等が見受けられた。減免及び徴収猶予を行う場合は、別府国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業受益者負担に関する条例等の規定により適正に事務処理されたい。

また、負担金の納入通知以外の処分をする場合も、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を行われたい。

（3）工事項目

ア 都市整備課関係

完成図書において、一部協議書の決裁日の記入漏れや材料承認願いの明細書に誤記載があったため、適切に事務処理されたい。

また、今回の調査件数4件のうち3件で設計変更を行っているが、事前調査の精度によって未然に避けられるケースもあると思われる。事前調査の重要性を認識し、工事の円滑化、経費の節減を図るためにも事前調査の精度を高め、設計変更を安易に行わないよう要望する。

イ 公園緑地課関係

完成図書において、鉄骨の溶接工の免許の写しの添付漏れ、材料の承認願い及び社内検査報告書の書類整理不足があったため、適切に事務処理されたい。

ウ 下水道課関係

設計図書の中で下水道課特記仕様書に「監督員の承認」とあるが、土木工事共通仕様書では「監督員の指示・承諾・協議」とされているため、承認を承諾と修正されたい。

完成図書について、現場説明書に「着工前に沿線の家屋等の調査を行い、その調査結果を下水道課へ提出」と記載されているが、調査は行っているものの報告書が提出されていなかった。また、工事協議書の受付日はあるが、処理回答した日付の記載がなかったため、適切な書類整理及び現場監理を行われたい。

エ 各課共通事項（意見・要望事項）

（ア）計画・設計について

設計段階において材料の選定、工法の比較検討などを行い、コスト縮減に努めているが、計画の妥当性、事業規模の適正性、費用対効果等を十分検討し、直接的な工事費だけでなく、将来の維持管理費を含めた総合的なコスト縮減が図られるよう計画・設計に取り組まれない。

（イ）現場監理について

より良好な成果品を得るため、書類の整理のみを重視するのではなく、積極的に現場へ行くことにより進捗状況や問題点など常に現場の状況を把握し、より品質の高いものを造る意識を持って監理監督に努められたい。

（ウ）技術力の向上について

近年、技術職員の減少、工事件数の増加や複雑化により設計業務の委託化が進み、職員の実務経験を積む機会が減少している。研修等により職員の技術力の維持向上を図り、組織全体の強化につなげられたい。

a 研修について

職場内研修の充実や外部研修への積極的参加などにより研修の充実を図り、技術力を向上させることにより、より精度の高い工事品質を確保するよう努められたい。

b 資格の保有について（土木工事）

現場施工に当たって業者は請負を行う上で、一級又は二級土木施工管理技士の資格が必要であり、市の監督員も施工業者と同等かそれ以上の技術力を身に付ける必要がある。資格を有することにより技術力の向上が図られ、適切な施工を行うことができ、良好な成果品が得られる。職員の資格に対する意識付けや職場での支援など組織的な対応も検討されたい。

（エ）「施工計画書作成の手引き」について

施工計画書の作成については、県の手引きを準用しているが、工種や工事費等の内容が本市の実情に合わない部分があるため、内容を精査し、市独自の「施工計画書作成の手引き」を作成されたい。

（オ）経年検査について

別府市公共工事請負契約約款第45条に2年間の瑕疵担保が規定されているが、工事が完成してからの点検は日常業務の中で必要に応じて現場確認している程度である。供用開始後、一年目、二年目の区切りに設計業者、請負業者、市監督員の三者による現地での設計や施工の検証を行い、検証の結果を今後の設計や施工に反映されたい。なお、経年検査については、物件の工種や金額に応じて行われ

たい。

(総務部関係)

(1) 共通項目

ア 現金取扱事務について

市民手帳売払収入の取扱いについて確認したところ、つり銭を私金で立て替えている状況が見受けられたため、別府市会計事務規則第26条の規定により歳計現金からつり銭の交付を受けることについて検討されたい。(総務課)

収納嘱託員による領収証書の取扱いに多くの不備が見受けられたため、改めて領収証書の取扱いについて指導するとともに、使用済領収証書の職員による確認を徹底されたい。(保険年金課)

イ 公有財産管理事務について

(ア) 行政財産の使用について (財産活用課)

a 使用許可の基準

行政財産の目的外使用に係る許可基準については、別府市公有財産規則第35条に規定されているが、関係書類を確認したところ、許可の該当事由を示していない事例が見受けられた。

行政財産の目的外使用を許可する場合は、使用許可の根拠を明確にされたい。

b 使用許可の手続

別府市庁舎管理規則第11条第1項に掲げる行為をしようとする者に対し、同条第2項の規定により使用許可しているが、許可申請の多くが市内部の部署からのものであるため、他市の事例を参考に規則を改正するなど事務手続の簡素化について検討されたい。

c 使用料の減免

別府市行政財産使用料減免規則第2条に規定する減免要件のうち「前各号のほか、特に必要があると認めるとき。」の規定を適用して使用料を免除しているものについて確認したところ、免除を決定する際に適用条項のみを記載し、特に必要があると認める具体的な理由等を示していない事例が見受けられた。

「特に必要がある」として減免する場合は、認める具体的な理由、減額又は免除とする理由を示して決定されたい。

(イ) 公有財産の記録及び管理について (財産活用課)

財産の異動状況の集計において、公有財産管理システムが活用されておらず、集計外とする財産及び計上する面積の取扱いに適切でない事例が見受けられた。

また、公有財産の管理状況について現地を確認したところ、適切な維持管理が行われていない建物や使用状況が把握できていない貸付地が見受けられた。

公有財産の適正な記録及び管理に努めるとともに、公有財産管理システムに搭

載された機能を有効に活用し、事務を効率的に行われたい。

ウ 物品管理事務について

財務会計システムによる備品一覧と現物との照合ができないものが見受けられた。別府市物品取扱規則に基づき廃棄等の手続を行い、備品を適切に管理されたい。(職員課、財産活用課、保険年金課)

これまでに行った定期監査においても他課で同じような状況が見受けられたことから、物品出納員は、備品を適切に管理するよう各課を指導されたい。(契約検査課)

(2) 個別項目

ア 市職員産業医報酬について(職員課)

報酬の支給に当たり、医師と産業医に関する契約を締結しているが、別府市職員安全衛生規則第26条に規定された委嘱を行っていない。委嘱は報酬を支給する根拠となる行為であることから、適正に行われたい。

また、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第1条第2項に「報酬の額について最低又は最高の範囲を定めたものは、事務量の多寡及び事務の難易等を勘案して、規則で定める。」と規定されているが、産業医の報酬については規則が制定されていない。関係課と協議し、産業医が行うべき業務と報酬の額について整理するとともに、必要な措置を講じられたい。

イ 旅費計算の検査事務について(職員課)

職員課による旅費計算の検査事務について確認したところ、検査における見落としが散見されたほか、講師等への旅費の積算における不適切な事務処理に対して指導を行っていない事例が見受けられた。

旅費計算の誤りを防ぎ、検査事務を効率的に行うために、旅費運用マニュアルを随時改訂するなどして正しい計算方法の周知に努めるとともに、検査事務の精度の向上に努められたい。

ウ 普通財産の貸付けについて(財産活用課)

普通財産の貸付料については、別府市公有財産規則第24条第1項に「適正な価格によらなければならない。」と規定されているが、長年にわたって価格が改定されていない事例、同条第2項第1号に該当しない者に対して同号の規定を適用している事例が見受けられたため、規則等に基づき適正に事務処理されたい。

エ 収入未済金の繰越しについて(財産活用課)

別府市南部振興開発ビルの家賃等の債権に係る収入未済額繰越通知書を確認したところ、過年度分及び現年度分の収入未済額を合算して出納閉鎖期日の翌日である6月1日に繰り越し、会計管理者に通知していた。

過年度未収金については、別府市会計事務規則第39条第2項の規定により年度の末日の翌日である4月1日に繰り越し、会計管理者に通知されたい。

オ 契約金額20万円以内の工事について（財産活用課）

支払時期を書面で明らかにしていないものについて請求日から15日を超えた日に支払を行っている事例、同種の工事を意図的に分割発注したと疑われる事例が見受けられた。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律及び別府市契約事務規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。